

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合   | 今回の契約が左に該当すること等の説明  |
|---|---|
| <p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p> | <p>1 契約の概要</p> <p>県庁舎の再整備に伴う駐車場不足への対応として、設計業務と建設工事を一体とした設計施工一括発注方式により、立体駐車場を整備するもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>立体駐車場は、発注者が求める必要駐車台数、機能や性能、並びに施工上の制約といった条件のもと、工法やスロープ形式を含めた平面計画など取り得る組み合わせが多岐にわたる。</p> <p>そのため、同一の駐車台数の条件であっても、工法や平面計画により、延べ面積や階数、高さなど規模も大きく異なることとなる。</p> <p>利用者の安全性、周辺環境の影響などを考慮し、コストや工期の面で効果的、効率的なものとするには、設計料及び工事費の多寡で事業者を選定するのではなく、優れた創造性、高度な技術力などを持つ事業者を選定することができるプロポーザル方式の採用が最適である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>企画提案書の公募（平成29年9月28日～10月27日）を行い、参加表明のあった2者について、プロポーザル評価会議（平成29年10月31日）を開催し、評価会議における評価をもとに最適候補者の選定を行った。</p> <p>構成員5名による採点の結果、より高い評価点となった大日本・大建・TSUCHIYA・岐建特定建設工事等共同企業体を最適候補者として選定した。</p> |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。